

和歌山県の京都和歌山市。徳川御三家の紀州藩として栄え、歴史ある社寺や史跡も数多くあり、東部は自然が豊かな地域です。

そんな自然を活かした道の駅四季の郷公園『FOOD HUNTER PARK』は、公園エントランスに地域食材を活用したレストランや直売所、バーベキュー広場など、関西トップクラスの広さを誇る「食×農×体験」ができる道の駅です。

自然の中、広々とした空間で、ゆったり巡ってみませんか？ 新たな発見がきっとありますよ！



道の駅 四季の郷公園
FOOD HUNTER PARK ☎073-499-4370
直径3mの大きな囲炉裏があり、バーベキューなどが楽しめます。開放感たっぷり気分爽快！



四季の定食1,980円は季節で変わる地元食材を使用した人気メニュー。



和歌山県PRキャラクター
きいちちゃんの
わかやま
さんぽ

地域ですばらしい自然や歴史文化、優れた製品などを「きいちちゃん」が紹介！



昨年7月にオープン以来、多くの皆さん楽しんでいただいている当施設は、地域の情報発信拠点として、野外のイベントなどたくさん企画を考案中です。

近くにお越しの際は、ぜひお立ち寄りください。



道の駅 四季の郷公園
FOOD HUNTER PARK
駅長 平松 泰行 さん

和歌山市のええもん



しょうが生姜丸しばり Wakayama Ginger Aleは大切に育てた新生姜を丸しばりした本格的なジンジャーエールです。



160年の歴史を持つ老舗お茶屋さんが作った抹茶入りソフトクリーム「グリーンソフト」はプレミアム和歌山にも登録されています。



昔、城中で姫様のために作られた郷土民芸品の紀州御殿てまり。



伊太祈曽駅

猫のよんたまが駅長を務めるこの駅では、レンタサイクルもあり、地域の散策にぴったり。たまグッズなども販売しています。

お問い合わせは
和歌山市観光課
☎073-435-1234



伊太祈曽神社

紀ノ國一之宮にあたり、木の神様として有名な神社です。



紀伊風土記の丘
約65haの広さで、大小およそ500基の古墳が点在しています。

いろんな催しも行っています。詳しくは12ページへ！

和歌山県優良県産品
プレミアム和歌山

『プレミアム和歌山』は、“和歌山ならでは”の視点で審査し、優良な県産品を推奨する制度です。

ねぎのタバスコ ネギスコヴィル

唐辛子、青ネギは自社栽培100%。刺激的な辛さ、酸味、ネギの風味が癖になること間違いなしのタバスコです。
かわばたファーム ☎0738-42-7024



抽選で10名様にプレミアム和歌山推奨品「ねぎのタバスコ ネギスコヴィル (65ml 赤おに・青おに 各1本入り)」をプレゼント！

2月22日(月)<消印有効>までに住所、氏名、年齢、電話番号、商品名、県民の友への感想を記入のうえ、ハガキで〒640-8585(住所不要)和歌山県広報課「プレミアム和歌山プレゼント」係へご応募ください。

※皆さんの個人情報は、和歌山県個人情報保護条例に基づき適切に取り扱います。

問：県庁広報課
☎073-441-2032

プレミアム和歌山



自動車の検査・登録手続きはお早めに

毎年3月は、自動車の検査や登録関係の手続(抹消登録、名義変更など)が最も多く、月末近くになると窓口が混雑します。できるだけ3月中旬までに手続をお願いします。また、お越しの際は、マスクの着用など新型コロナ感染防止へのご協力をお願いします。

問：【登録手続】和歌山運輸支局 ☎050-5540-2065
【自動車税】税務課分室 ☎073-422-2150

第20回 和歌山県 市町村対抗ジュニア駅伝競走大会
交通規制のお知らせ

2月21日(日)
11:00~



当日10:45頃~12:50頃まで、区間ごとの交通規制と感染症予防のため沿道での応援自粛にご協力をお願いします。

各市町村代表の小・中学生が和歌山市内(紀三井寺公園~和歌山マリーナシティ~和歌浦~雑賀崎~県庁)の21.1km(10区間)を駆け抜けます。

問：県教育庁スポーツ課



通行禁止 通行規制 通行可能 車線規制あり

人権 連 心 ころの気づき

STOP! コロナ差別
新型コロナウイルス感染症に
関する人権への配慮を

問 県庁人権政策課 ☎073-441-2561
本県においても、新型コロナウイルスに対する不安やおそれから、感染者やその家族、医療従事者などへの誹謗中傷や風評被害、SNS等による感染者などの特定といった被害が発生しています。

このような状況を踏まえ、本県では、誹謗中傷などが行われない社会の実現をめざし、令和2年12月から「新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷等対策に関する条例」を施行しています。

県では、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷などをなくすための教育・啓発や、県民の皆さんからの相談への対応などに取り組んでいます。

県民の皆さんには、この条例の趣旨をご理解の上、風評被害に惑わされることなく、県や市町村などの正しい情報に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷などを行わないよう、人権に配慮した行動をお願いします。

【コロナ差別相談ダイヤル】

☎073-441-2563 FAX073-433-4540
受付時間：平日9:00~17:45